

事務連絡  
令和6年3月11日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局医事課  
医師臨床研修推進室  
医師等医療従事者働き方改革推進室

医師の働き方改革を踏まえた臨床研修における対応について（周知）

平素より医師臨床研修の推進に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

令和6年度からの医師の働き方改革の制度施行に伴い、臨床研修病院において時間外・休日労働の想定最大時間数等の明示等が求められることについては、これまでも累次の事務連絡により周知しているところですが、こうした取扱いが徹底されるよう、下記について、臨床研修病院に改めて周知するようお願いいたします。

年次報告等に記載された時間外・休日労働の最大想定時間数等の情報は、各都道府県知事が技能向上集中研修機関（いわゆるC-1水準対象医療機関）を指定する際の根拠となることから、当該情報が不正確である場合には、都道府県は、臨床研修病院に対して修正を指示する等しかるべき対応をすることが求められます。

また、特定地域医療提供機関（いわゆるB水準対象医療機関）の指定を受けている医療機関であっても、臨床研修医にB水準を適用することは認められず、技能向上集中研修機関の指定を受けた上でC-1水準を適用する必要があります。これは、特に若手の医師が長時間労働を強いられることがない制度とするためにも、より手厚い健康確保措置を適用する必要があること等によるものです。

都道府県の臨床研修担当及び勤務環境改善担当におかれては、こうした点に十分御留意の上、臨床研修病院に対して適切な御指導をいただくようお願いいたします。

## 記

1. 基幹型・協力型臨床研修病院における時間外・休日労働の想定最大時間数等の明示について
  - 基幹型臨床研修病院及び当該病院の研修プログラムの実施に関わる全ての協力型臨床研修病院において、令和6年度に開始する研修プログラムからは、研修プログラムごとに、時間外・休日労働の最大想定時間数（年単位換算）及び過去の時間外・休日労働時間の実績（年単位換算）等を、一覧表にて明示する必要があること。
  - 既存の研修プログラムについては、毎年4月30日を締切とする年次報告において、別紙を提出することとし、新設又は変更する研修プログラムについては、その届出時に別紙を提出する必要があること。
  
2. 基幹型臨床研修病院における時間外・休日労働の想定最大時間数等の公表について
  - 基幹型臨床研修病院は、研修プログラムを選択する医学生等に向けて、時間外・休日労働の最大想定時間数（年単位換算）及び過去の時間外・休日労働時間の実績（年単位換算）等を記載した別紙を含む最新の年次報告及び研修プログラムをホームページで公表する必要があること。

以上